

「佐賀県立唐津商業高等学校部活動方針」

佐賀県立唐津商業高等学校

1. 目的

部活動は学校の教育活動の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により、「人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する」など、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義と効果がある。

これを踏まえ、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」に基づき「佐賀県立唐津商業高等学校部活動方針」を策定する。

2. 基本方針

部活動の意義を踏まえ、本校における部活動は次の基本方針に則り実施する。

- (1) 部活動の実施に当たっては、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、発達段階に応じた効果的な指導を行う。
- (2) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントのない指導を行う。
- (3) 生徒のスポーツ障害やバーンアウト等を予防するため、適切な休養をとりながら、活動を行う。
- (4) 気象状況等に応じ、熱中症事故防止や生徒の安全確保の観点から適切な対応を徹底する。
- (5) 学校と地域・保護者は生徒の健全な成長のためのパートナーとして部活動の推進のため協力する。
- (6) 各部活動は年間活動計画を作成し、保護者に周知する。

3. 休養日の設定

成長期にある生徒が、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、適切な休養日を設定する。

- (1) 平日：1日以上を休養日とする。
- (2) 週休日：土曜・日曜日のいずれか1回以上休養日を設定する。
なお、大会等により週休日に活動する場合は平日に休養日を設定する。
- (3) 長期休業中：生徒が家庭・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、無理のない適切な計画を立て、一定程度の長期の休養期間を設定する。

4. 活動時間

- (1) 平日：2時間程度
- (2) 休業日：3時間程度（学期中の週末を含む）
- (3) 定期考査：定期考査及び考査1週間前は原則禁止とする。なお、活動の必要がある場合は、活動許可を申請し、校長が必要と認める時は活動を行うことができる。なお、この場合においても、活動時間は考査1週間前は18時30分まで、考査期間中においては、15時30分までとする。

5. 大会参加

大会への参加は、教育的意義と生徒及び顧問の負担を考慮し大会・試合を精査する。

- (1) 大会参加は、事前に大会名、主催者、期日、会場及び引率者等を記載した計画書を提出し承認を得る。
- (2) 学校行事や検定試験を優先する。なお、公式戦等は、必要に応じて協議する。

平成30年12月21日